

# 寄 附 行 為

(平成 17年 8 月 1日 一部改正後)

財団法人 医療機器センター

# 財団法人 医療機器センター 寄附行為

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人医療機器センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷3丁目42番6号NKDビルに置く。

### (目的)

第3条 この法人は、医療機器の研究開発等に関する調査研究を行い、その適正な普及及び向上を助長奨励するとともに認証を行い、医療機器産業の健全な発展を図るとともに、臨床工学技士の育成に努め、もって国民の健康増進及び医学の進歩向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 医療機器の研究開発及び実験並びにこれらに関する助成を行うこと。
- (2) 医療機器の研究開発、生産、輸出入、流通、配置及び使用（以下「研究開発等」という。）に関する調査研究並びに情報収集及び提供を行うこと。
- (3) 医療機関及び医療機器関係企業に対し、医療機器の研究開発等に関する指導その他必要な技術援助を行うこと。
- (4) 指定管理医療機器等の認証に関すること。
- (5) 医療機器に関する責任技術者等の技術者及び取扱者に対する研修を行うこと。
- (6) 臨床工学技士試験の実施に関する事務を行うこと。
- (7) 必要な出版物の刊行及び講演会等の開催を行うこと。
- (8) 医療機器に関する内外関係機関・団体等との連絡及び協力を行うこと。
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産とは、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て(第4条第4号の業務に関する書類については、理事会の議決を経て)厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、

収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て（第4条第4号の業務に関する書類については、理事会の議決を経て）、その会計年度終了後3カ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（特別会計）

第13条 この法人は、事業の遂行上必要あるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を得て、特別会計を設置することができる。

（会計年度）

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

（種類及び定数）

第15条 この法人に、次の役員を置く。

理事 20人以上25人以内

監事 2人

- 2 理事のうち1人を会長、1人を理事長、1人を専務理事とし、2人以内を常務理事とする。

（選任等）

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（職務）

第17条 会長は、この法人の業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を掌理する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の日常業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

- 第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第4号の業務に従事する役員が前項各号の一に該当するときは、評議員会の同意を経ることなく解任することができる。

(報酬等)

- 第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

- 第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

**第 23 条** 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 17 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第 24 条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 25 条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第 26 条** 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

**第 27 条** 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第 28 条** やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

**第 29 条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

### (評議員)

- 第30条 この法人に、評議員25人以上30人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
  - 3 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。

### (評議員会)

- 第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
  - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
  - 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。ただし、第4条第4号に関する事項についてはこの限りではない。
  - 5 評議員会には、第23条第3項第3号、第24条第2項及び第3項並びに第26条から第29条までの規定を準用する。
  - 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 顧問及び専門委員

### (顧問)

- 第32条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応ずる。
  - 4 顧問は、無給とする。

### (専門委員)

- 第33条 この法人に専門委員を置く。
- 2 専門委員は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 3 専門委員は、この法人の業務に必要な専門事項に関し、理事長の諮問に応ずる。
  - 4 専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 専門委員は、無給とする。

## 第7章 (削除)

- 第34条 (欠)

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

### (残余財産の処分)

第37条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 認可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 細則

### (細則)

第40条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 11 章 補 則

(委任)

第 41 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めることが出来る。

附則

この寄附行為は、昭和 60 年 6 月 21 日から施行する。

附則

昭和 63 年 3 月 10 日 臨床工学技士国家試験の指定機関としての指定（寄附行為の一部変更認可）、常任理事の新設（寄附行為の一部変更認可）

附則

昭和 63 年 12 月 20 日 事務所を東京都文京区本郷三丁目 42 番 6 号 NKD ビル 7 階へ移転（寄附行為の一部変更認可）

附則

平成 4 年 5 月 19 日 常務理事の設置及び常任理事の職務の変更（経過措置）

寄附行為の改正に伴い現役員の任期は、第 17 条各項の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日を以って満了とする。（寄附行為の一部変更認可）

附則

平成 5 年 4 月 1 日 会長制の設置及び会長と理事長の職務の変更（寄附行為の一部変更認可）

附則

平成 7 年 4 月 1 日 理事定数、評議員定数の変更及び常任理事の廃止

附則

平成 7 年 6 月 30 日 指定調査機関の指定に伴う事業の追加

附則

平成 9 年 4 月 1 日 賛助会員の廃止

附則

(施行期日)

この寄附行為の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日(平成 12 年 9 月 8 日)から施行する。

(経過措置)

第 15 条及び第 30 条の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日(平成 17 年 8 月 1 日)から施行する。

- ・第 3 条(目的)の一部変更
- ・第 4 条(事業)の一部変更
- ・その他：厚生大臣を厚生労働大臣に変更、郵便官署を日本郵政公社に変更等